

2004 年度 文学研究科自己点検・評価報告書

Ⅱ 大学院における主要点検・評価項目

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

評価目標

創価大学文学研究科は、これまでに、大学等の高等教育機関で高度な研究を行う研究者を相当数輩出するとともに、中学校・高等学校の教員、公務員などの専門職業人も数多く輩出してきた。しかし、これまでは、どちらかといえば研究者養成を中心に教育内容が設計されていたために、専門職業人として社会に進出した者は、数においては多数を占めるにもかかわらず、研究者への道を歩もうとする者に比べて、必ずしも十分に教育を受ける機会があったとはいえないように思われる。

本研究科では、このような事情をも考慮して、博士前期・後期課程を修了して、専門職業人として社会に進出しようとする者に対しては、専門職業人としての必要な知識を教育できるようにするため、多様な履修科目の設置と教員を配置するよう検討している。また、研究者の道を志す者に対しては、博士の学位の取得を博士後期課程担当教員と入学者の共通の目標として設定して、その目標到達のための具体的な検討を開始する。

このような検討を通じて、本研究科が掲げる「時代の状況を鋭敏に把握し、社会の動向への対応に注意を向けながら、普遍的な文化価値を追求し、人間の精神的価値を高める」ことを目的とした研究・教育を体現した多くの研究者と専門職業人を、これまで以上に輩出することを目標としている。

(1) 教育課程等

評価目標

文学研究科は、1975 年 4 月に、法学研究科および経済学研究科とともに開設された。いずれの研究科とも、「人間教育の最高学府たれ、新しき大文化建設の揺籃たれ、人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との明確な建学の精神に基づいて学部における教養教育ならびに専門教育を基礎として、さらに広い視野に立った高度の学術理論を追求することを目的としている。

具体的方法

建学の精神に立脚した優れた研究者や教員や高度な教養と専門知識を持った職業人を一人でも多く育成するために、本研究科の教育課程を充実させることはもちろん、文学部・教育学部および他学部・他研究科との有機的連携を形成できる教育課程を検討する。

(大学院研究科の教育課程)

(A 群①) 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65

条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

1. 「現状の説明」

『創価大学大学院要覧』には創価大学文学研究科は「すぐれた文化価値の継承と新しい時代の動向への対応をともに重視して、さまざまな学問上の関心とニーズに応えられるように多様な学問的領域にわたって、社会的に高い評価を受けている教授を配した専修が設けられ、水準の高い研究、教授が行なわれています。学生の希望を尊重した丁寧な個別的指導をとおして、研究者、教員、専門職業人を育成することをめざしています。」と記され、さらに、「「人間教育の最高学府たれ」「大文化建設の揺籃たれ」との建学の精神を、特に人文系の学問を通して具現し、ヒューマニズム文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的として設置されています。」と記載されている。このことは、高度な教養と専門知識を持った職業人の養成と、大学や他の教育・研究機関で研究・教育に従事する研究者・教育者の養成を目的とすることを意味するのであるから、学校教育法第65条の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」との規定に、まさに合致したものだといえよう。

文学研究科の教育課程は上記の目的に沿って編成されている。すなわち、博士前期課程では30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出して最終試験に合格のうえ学位を取得する。授業科目として、英文学専攻、社会学専攻、教育学専攻、人文学専攻の各専攻に「特論」科目と「特論演習」科目があり、そのうちから主専修科目（講義4単位・演習8単位）を選定して履修することが必要である。また、修士論文の提出条件として20単位以上を修得しなければならない。修士論文作成にあたっては、学生のテーマに基づく徹底した個別指導を行っている。

博士後期課程（教育学専攻臨床心理学専修を除く、以下同じ）では、研究指導のある授業科目の中から主専修科目を選定して1年次・2年次・3年次の各 Semester で研究指導を履修するとともに、原則として1年次で特殊研究（4単位）を履修しなければならない。これは、博士後期課程の学生は専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために、指導教授の研究指導を受けて学位論文を作成することが要求されると考えられるからである。

なお、博士前期課程及び博士後期課程におかれている専修科目は別紙のとおりである。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

上記のように文学研究科のカリキュラムは学校教育法第65条の趣旨に合致していると判断される。さらに、文学研究科のカリキュラムは博士前期課程においては大学院置基準第3条第1項のいう「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」との趣旨に合致したものであり、また、博士後期課程においても、同設置基準第4条第1項のいう「専攻分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学

識を養うことを目的とする。」との趣旨に合致したものと考える。

以上のことを各専攻の開設科目で見ると、博士前期課程においては、専攻により異なるが、各専攻とも30以上の専修科目が用意されている。それらは各教授の専門に基づいていて、その内容は幅広く、全体としてバランスがとれている。また、指導教授の承認を得て、10単位以内で本学の他の研究科・専攻または他大学大学院の授業科目を履修することが可能である。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

文系の大学院にあっては、理系のそれとは異なり、そもそも大学院進学者は数少ないが、文学研究科ではこれまで研究者を養成してきたし、また相当数の研究者を輩出してきた。

しかし、最近では専門職業人の養成への期待も大きくなってきている。事実、文学研究科を修了して国家公務員、自治体職員、中学校・高等学校の教員など専門教育を必要とされる職業に従事する者も増えてきている。また、教育学専攻臨床心理学専修（博士前期課程のみ）の修了者は大部分、臨床心理士となることは言うまでもない。

上記のことから、現代の複雑な社会のニーズに対応するためには、必ずしも現状では十分であるとはいえないので、開設科目の多様化、他大学院・他研究科との協力をさらに模索する必要がある。

（B群①）「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力」という修士課程の目的への適合性

1. 「現状の説明」

文学研究科は英文学専攻、社会学専攻、教育学専攻、人文学専攻の4専攻で構成される。各専攻に開設されている科目を全体的に見ても、「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力」を養うのに十分な態勢が整っていると見える。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力の養成は最終的には学生個人の努力と指導・講義を担当する教授の熱意にかかっているが、修士論文作成に向けての学生の真摯な取り組みと指導教授のきめ細かな指導をとおして、おおむね目的を達成していると考えられる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

しかし、最先端の分野さらには学際的な研究に対応するためには、必ずしも現状では十分であるとはいえない面もあるので、開設科目の多様化、他大学院・他研究科との協力をさらに模索する必要がある。さらに、学生に対して、関連学会、公開討論会などに積極的に参加するよう促すべきである。

（B群②）「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度

に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

1. 「現状の説明」

文学研究科の博士前期課程修了者（教育学専攻臨床心理学専修修了者を除く）が博士後期課程に進学するためには、進学試験に合格することが必要である（文学研究科博士前期修了者以外の者は一般入学試験に合格することが必要である）。進学選考試験の選考方法は、専攻によって異なり、英文学専攻と社会学専攻は書類選考のみであり、人文学専攻と教育学専攻は外国語（英語・ドイツ語・フランス語から一つ選択）と口頭試問である。博士後期課程の教育課程は、主専修科目についての特殊研究（4単位）と研究指導を履修して、博士論文を作成することになっている。この課程を経ることによって、専門分野および周辺領域の学問的発展にも遅れないようにしつつ、独創的な研究を展開する能力を身につけることができる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

すでに、相当数の研究者・課程博士を輩出していることからしても、博士後期課程の教育制度としての大きな問題点は見当たらない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

博士後期課程担当の資格条件を満たして新たに博士後期課程の担当になった教授は、残念ながら今までのところ見られないが、もう少しで資格条件を満たす教授などが現れている。

（A群②）学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

1. 「現状の説明」

文学研究科は英文学専攻、社会学専攻、教育学専攻、人文学専攻の4専攻で構成される。文学研究科の担当教員は、原則として、文学部・教育学部の教員のうち、文学研究科の教育を担当するに相応しい一定の資格条件を満たした者が兼担している。したがって、学部教育から切断されて大学院のみを担当する専任教員は存在しない。担当教員は、学部で実施した授業内容を学生が理解していることを前提にして大学院の授業を組み立てることができるために、特に意識はしていないが、結果として、学部における教育及び研究を応用・発展した科目編成がなされている。したがって、学生にとっては大学院の開設科目名及び担当者名からその研究対象が何であるかを容易に理解することができ、学部教育で修得した教育・研究成果をより発展させることが可能となる。換言すれば、連続性と発展性を維持することで、より専門性を高めることができるようになっている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

本学文学部および教育学部から文学研究科に進学した者については、学部教育との連携が良くとれている。とくに、学部の3年・4年で専門演習を履修した学生が進学した場合には、事実上、4年にわたる研究を継続することになり、大学院設置基準がいう専門性は十

分に満足のいく程度に充足することができているといえよう。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

大学院担当者と学部担当者が同一であることは、学部教育と大学院教育に一貫性と連続性をもたらす反面、新しい分野や視点に対する刺激に欠けることになる。したがって、財政的事情に配慮しつつも、兼任教員の積極的な採用や大学院専任教員の採用なども検討する必要がある。

(A群③) 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係

1. 「現状の説明」

文学研究科博士前期課程及び博士後期課程における授業科目、単位等については学則に記載されているとおりであり、また、実際においても、規定どおりに行われている。これらは、大学院設置基準の趣旨に合致したものであると考える。

博士前期課程においては、教育研究職を志望する者の基礎的育成を行うと同時に、博士前期課程修了後に、専門職として活動しようとする者に必要な高度の専門的な教育を施すことを目的としている。博士後期課程は、教育研究職の養成を目的としてきた。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

文学研究科が開設してから、これまで十数名の大学専任教員を輩出してきたことは、博士前期課程と博士後期課程との連携が良く機能してきたことの現れであるが、反面において、博士前期課程だけを修了して中学校・高等学校の教員を含む専門職に就こうとする者への教育的配慮においては、必ずしも組織的になされてこなかった。大学教員をはじめとした研究職への就職が厳しさを増している一方で、高度な専門教育に対する社会的需要が高まっている。このような傾向を考慮するとき、研究者養成に効果的であった博士前期課程と博士後期課程の連続性を維持しつつも、高度な専門的な教育を必要とする専門職に就こうとする者のための、博士前期課程独自の教育内容を充実させる必要がある。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

限られた人的・財政的条件を直視するとき、これまで重視してきた博士前期課程と博士後期課程との連続性ととも、博士前期課程の独自性を考える必要があるであろう。研究者養成に必要な連続性については、従来どおりで問題はないと思われる。これに対して、高度の専門知識を有する社会に有為な職業人の養成に必要な独自性については、たとえば、開講科目や担当教員についても、博士前期課程と博士後期課程を同じくすることを理想とするのではなく、学生や社会のニーズに応じて、博士前期課程においては、開講科目を多様にし、場合によっては大胆に新設・開設・廃止し、他の研究科とも積極的に連携することを検討すべきであろう。

(A群④) 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性

文学研究科は一貫制の博士課程ではないので、この項目については省略する。

(A群⑤) 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 「現状の説明」

文学研究科博士前期課程では、4セメスター(2ヵ年)以上在学して、主専修科目(講義4単位・演習8単位)を30単位以上修得したうえで、修士論文を提出し、最終試験(口頭試問の方法による)を受けて合格しなければならない。博士後期課程に進学するためには、博士後期課程進学選考試験または一般入学試験に合格しなければならない。

博士後期課程では、6セメスター(3ヵ年)以上在学して、研究指導のある科目の中から1科目を主専修科目として選定して、1年次・2年次・3年次の各セメスターで研究指導を受けるとともに、主専修科目と同じ特殊研究を原則として1年次で履修することが必要である。そして、指導教授から必要な研究指導を受けたうえで、主専修科目の主題で学位請求論文を提出し、最終試験(口頭試問の方法による)を受けて合格して、博士(英文学)・博士(社会学)・博士(教育学)・博士(人文学)のいずれかの学位が授与されることになる。このように、博士後期課程においては学位論文の作成が主眼であるために、履修単位数を少なくしているが、論文作成のために他の専門領域の知識が必要である場合や、また、研究者としての幅を広げるための必要性なども考慮して、多くの特殊研究科目を用意し、その履修を可能としている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、特に問題がないものと考えられる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

とくに課程博士の学位授与については、総合的な検討が必要である。また、短期的には、複数の博士課程担当教員の前での博士論文執筆の中間報告を義務づけることで、学生自らが博士論文の水準、論文執筆の時間的予測、そもそも選定したテーマの適否などを知る手がかりを与える機会を提供することも検討してよいであろう。

(単位互換、単位認定等)

(B群③) 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

1. 「現状の説明」

現在、学生は指導教授の承認を得て、10単位以内で本学の他の研究科・専攻または他大学大学院の授業科目を履修することが可能である。さらに、社会学専攻では関東地域の20以上の社会学系大学院の単位互換制度に加わっており、学生は他大学大学院でも研究することができ、修得した単位は社会学専攻の単位として認められる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

現状では単位互換はほとんど行なわれていない。それは、それほど必要性が感じられないということであろう。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

将来、単位互換・認定が必要となる場合に備えて、英文学専攻、教育学専攻および人文学専攻でも関連事項を検討することが望まれる。

(社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮)

(A群⑥) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 「現状の説明」

学校基本調査では「社会人」を「職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者とする。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む」と定義している。

本研究科では社会人を若干名受け入れてはいるが、正式な入学枠を設けているわけではなく、2004年度の入学者数は博士前期課程で1名、博士後期課程で1名である。またこの2名はいわゆる会社を退職した者である。

留学生に対しては外国人入試を行い試験科目も日本人とは別に行っており適切である。また入学後においては留学生の学力に合わせて学部の授業を受けさせ、学生の実力に合わせて特別の指導をしている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

社会人の受け入れに当たっては、夜間や土曜・日曜日に授業を行うかどうかという問題も孕んでいるが、現在の在学者の中で現役の会社員等がいないため、上記配慮を継続していきたい。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

社会人枠は、正式な入学枠を設けるかどうかという次元から、入学後の教育上の配慮を含め丁寧に検討を進めていきたい。

留学生は今後増えることが予想されるので英語で単位がとれるような科目を配置することが必要である。そのために専任教員や契約教員による英語による講義・指導も考慮されるべきであろう。

要するに、社会人学生、外国人留学生がより学びやすい環境を整備し、またそのことをインターネットなどによって広く知らしめるよう努力すべきである。

(生涯学習への対応)

(C群②) 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

1. 「現状の説明」

文学研究科では、社会人学生の合格者を受け入れており、社会人再教育のための研究教

育上の配慮はなされている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

現在、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応した研究教育を行っているが十分とはいえない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

従来、この問題について十分検討してきたとはいえない。しかし、現在の社会情勢を考えると、研究科委員会でこの問題をより一層積極的に取り上げるべきである。

(研究指導等)

評価目標

教育課程の展開、学生に対する履修指導、指導教授による学位論文作成指導等を適切に行う。

具体的方法

文学研究科の開講科目（講義形式、演習形式を含む）を検討し充実をはかる。学生に対するオリエンテーションを実施する。主専修科目、副専修科目、外書研究等の履修を通して学生の研究能力を向上させる。現行の指導教授制度のもとでの論文作成過程や論文審査の方法を検討する。

(A群⑪) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

1. 「現状の説明」

文学研究科では、提出された論文の審査のために各論文に3名の審査委員（主査1名、副査2名）を選出している。そのうち主査は指導教授である。審査委員は論文を査読したのち厳正な最終試験（口頭試問）を行っている。審査委員はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は各論文に可否の判定を行っている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

文学研究科の上に述べたような論文審査の方法は、文学研究科開設以来続いているもので今ではよき伝統となっている。

修士論文の最終試験の成績は70点以上を合格とする。とくに博士後期課程進学をめざす学生の場合には、修士論文の最終試験で80点以上の成績を修めることが進学試験を受けるための必要条件とされている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

開設科目も多く、複数の担当者（指導教授）を有する科目もあって充実しているといえよう。

(A群⑫) 学生に対する履修指導の適切性

1. 「現状の説明」

文学研究科では、入学時に英文学専攻、社会学専攻、教育学専攻、人文学専攻の4専攻ごとにオリエンテーションを実施している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

文学研究科の学生は、創価大学大学院学則第7条により「各課程の初年次に専修科目を選定し、当該科目の担当者を指導教授として、その指導のもとに履修計画をたてなければならない」とされている。

また博士前期課程の「履修方法について」により、学生は4セメスター（2ケ年）以上在籍し、30単位以上修得すること、また演習のある授業科目の中から「主専修科目」（講義4単位・演習8単位）を選定すること、副専修科目（講義4単位・演習4単位）が必要であること、が定められている。

博士後期課程の学生については、6セメスター（3ケ年）以上在学すること、研究指導のある授業科目から「主専修科目」を選定すること、1年次、2年次、3年次と研究指導を履修すること、原則として1年次で特殊研究を履修すること、が定められている。

各指導教授による学生の履修指導は、以上のような学則の規定並びに「履修方法について」に基づき、おおむね適切になされている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

人文系の学問の最近の学際的な発展を考慮し、学生に自らの研究テーマに関連性のある他の専攻分野・研究科の専修科目も適切に履修するよう促すべきである。

（B群⑥）指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 「現状の説明」

文学研究科では、学生を選択する主専修科目の担当者が指導教授となり、その特論並びに特論演習の授業を通して学生の研究指導にあたり、専門的立場から学生の知識習得や研究能力の向上を助けている。

また指導教授は学生と修士論文のテーマの決定について話し合うとともに、学生に対して研究計画書の作成・提出、ならびに修士論文の執筆・完成に必要なと思われるアドバイスを随時行っている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

文学研究科では、研究科開設以来、1人の指導教授が1科目（特論並びに特論演習）を担当し、複数科目の指導教授とならないことを原則としている。このようにして指導教授は担当科目にかかわる専門研究を自ら推進しつつ、その十分な研究成果を以て当該科目を選択する学生の研究指導に専念することができる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

最近、学生の研究テーマが幅広くなる傾向があり、指導教授の専門分野とかなりかけ離れる場合もある。このようなことに対処するために、大学院担当の教員の新規採用（専任、客員、または非常勤）を行うなどの措置を講じる必要がある。

(2) 教育方法等

評価目標

単に形式的に学位を取得し、課程を修了するのではなく、将来専門職に就き積極的に実力を発揮できる学生を生み出せるような教育・研究を行う。

具体的方法

日常の授業、オリエンテーション等をとおして学生に対して確実な実力を身につけるよう助言する。

(教育効果の測定)

(B群⑨) 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 「現状の説明」

専攻・専修によっては、筆記試験よりは、教員の口頭の質問に対する学生の答えや与えられた課題への取り組み方などによるほうが、教育効果はより良く把握できると考えられる。現在、授業は少人数で行われており、密度の濃い双方通行の教育が可能であるため、教育効果はかなりの精度で測定することができる。しかし最も効果的な、そして生産的な測定方法は学位論文の執筆によるものである。博士前期課程においては担当教授の指導のもとに修士論文を執筆するが、その過程および結果においてはっきりと教育効果が現れることになる。修士論文の最終試験は主査および委員による口頭試問によって行われ、その場で教育効果がつぶさに測られる。博士後期課程においては、学位請求論文を提出する場合は公聴会および最終試験の場で教育効果が測られることになる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

教育効果の測定は各専攻においてそれぞれ一定の基準・方法によって行われており、特に問題はないと考えられる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

教育効果の測定に関連する現状は各専攻によって多少異なる。将来、これを文学研究科として統一すべきかどうかを議論することが望ましい。

(成績評価法)

(B群⑩) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 「現状の説明」

成績評価法は原則として筆記試験、口頭試問または論文試験による。そしてその具体的な実施方法は各専攻・科目によって異なる。現在、このことについて不都合な問題はない。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

成績評価法は各専攻・科目によって異なることは明白であるが、このことを研究科委員会などの公の場で論じたことはない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

最近の論議的である情報の開示ということを考慮した場合、成績評価に関する透明性・公平性の問題がないかどうか考える必要がある。

(教育・研究指導の改善)

(A群⑬) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

評価目標

現在、文学研究科では、博士前期課程、博士後期課程において、それぞれの学問分野に関する科目が開設され、グローバル時代にふさわしい研究・指導が行なわれているが、このような文学研究科の教育・研究の指導方法のあり方を検証することは、今後の文学研究科にとって極めて重要であると考えられる。

具体的方法

教育・研究指導の方法について、それらを改善するためにどのように組織的な取り組みがなされているか、また、各教員が作成しているシラバスは適切なものかどうか、さらに、学生による授業評価を導入しているかどうかについて、それぞれ点検項目として掲げ、調査吟味する。

(A群⑬) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

1. 「現状の説明」

現在、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みがなされているとは考えられない。さらに、学生による授業評価または卒業生による評価は導入されていない。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

文系大学院の場合、博士後期課程の学生が学位取得を急がないという傾向があることは事実であり、教員の側も学位取得の必要性を学生に十分に伝えていないことが、結果的に学位取得数の少なさにつながっていることは否定できない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

最近、学位を取得していることが大学・研究機関の採用条件の一つとなっているケースは文系でも増加していることを考えるとき、学位取得への指導をさらに強化すべきである。

(A群⑭) シラバスの適切性

1. 「現状の説明」

本学では、講義支援アプリケーション CampusEOS システムを全学的に導入しているが、これは、講義の概要がわかる「シラバス」と講義の詳細が明示される「講義情報」から構成されている。文学研究科では、各教員が、このシステムを利用しそれぞれの担当科目の授業内容について独自に十分検討したシラバスを作成している。学生は、このシラバスを

WEB上で常に確認できるようになっている。シラバスには、授業概要、授業計画・内容、教科書、参考書、履修上のアドバイスなどが記載されている。一方、「講義情報」には、授業時間ごとの講義詳細、連絡事項、休講情報などが掲載されており、学生は、これにアクセスすることにより、さらに詳細な授業の情報を得ることができる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

文学研究科の教員は、高度な専門性を重視した密度の濃い授業を展開することを基本的姿勢として授業内容を組み立てており、シラバスにおいてその授業の概要を学生に公開しているが、一方で、毎回の授業内容などを明示する「講義情報」の作成とその充実にやや消極的姿勢が見られる点が課題と考えられる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

文学研究科の教員は全員、CampusEOSを利用してシラバスを作成しているが、今後は、講義情報のページの充実に向けて積極的な取り組みが求められるよう。

(B群⑪) 学生による授業評価の導入状況

1. 「現状の説明」

学生数が少ないため統一の「授業アンケート」は実施していないが、授業に対する学生の意見は日常的に充分受け入れ、必要に応じて授業に反映している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

学生からの授業への要望等は教員が個別に充分受け入れている一方、仮りに「授業アンケート」を実施したとしても少人数のため記載者が特定され、その後の教員と学生との関係や授業等への影響も考えられるので、「授業アンケート」という方式を取る必要性を今のところ認識していない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

来年度から定期的に教員と学生が懇談する場を設けて、そこで意見を聞くという制度を導入する予定であり、その方が「授業アンケート」が持つ本来の趣旨を反映できると考える。

(3) 国内外における教育・研究交流

(B群⑫) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

評価目標

外国からの交換教員、研究者を積極的に受け入れることができる条件・環境を整える。

文学研究科では、これまで学生が海外の大学院に留学し、そこでの研究を生かして課程博士を取得した例はいくつかある。しかし、そのような個人的レベルの交流に加えて、国内外の大学院との間で組織的な教育研究交流が行われるような条件・環境を整える。

具体的方法

現在行われている国内外の大学院との間の交流は継続する。将来、組織的な国内外にお

ける教育・研究交流を推進するための具体的な方策を再検討する。

1. 「現状の説明」

創価大学は現在、海外 91 大学と学術交流協定を結んでいる。この協定のもとでは、創価大学の学生は交換留学生として 1 年間海外で勉学できる。一方、創価大学への留学生には「留学生教育支援委員会」によって様々な援助がなされている。

外国からの交換教員の受け入れの制度とともに、本学専任教員を海外に派遣する「在外研究員制度」（短期：2 ヶ月以上 6 ヶ月以内・140 万円以内支給／長期：10 ヶ月以上 1 年以内・280 万円以内支給）と、海外での研究も含め 1 年のうち前半又は後半いずれかの学期の授業及び校務が免除され、研究に専心できる「特別研究員制度（サバティカル）」が設けられている。教員が「在外研究員制度」と「特別研究員制度」を併用して 1 年間海外で研究に専心する場合もある。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

国際交流の推進は早い時期から大学全体で取り組み推進されてきた。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

今後は研究科レベルでこの国際化にどのように対応するかの方針（例えば海外提携校）を明らかにしてゆくことが必要であろう。

（B群⑬）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

1. 「現状の説明」

平成 16 年度の文学研究科の在籍者は博士前期課程 88 名、博士後期課程 43 名である。その内外国人は博士前期課程 6 名、博士後期課程 6 名である。外国人に対しては日本人とは違った入試制度を行って緊密化を重視した。

「在外研究員制度」と「特別研究員制度」を利用した教員は 2003 年度が 2 名で、2004 年度は 2 名を予定している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

外国人の学生は積極的に受け入れをしている。

「在外研究員制度」と「特別研究員制度」はこれまで活発に利用されている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

外国人学生の数を増やし、教育研究交流を活発化するには、交流協定間の博士前期・修士課程から博士（後期）課程への進学を書類審査で認めるとか、本学への進学希望者には英語による科目を配置する等の措置が必要であろう。後者の点については、契約教員を増やすことも一つの具体策であろう。また学生が海外で学べるように大学院相互の単位互換を促進すること、学生に国際学会での発表・参加を奨励することが重要である。

「在外研究員制度」と「特別研究員制度」に応募する教員数の底上げを更に図るため、研究帰国報告会などを積極的に開催していきたい。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)(課程修了の認定)

(A群⑮) 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

評価目標

単に形式的に学位を取得し、課程を修了するのではなく、優れた実力を持った学生を生み出せるような教育・研究を行う。

具体的方法

日常の授業、オリエンテーション等をとおして学生に対して適切な履修のための適切な助言を与える。

1. 「現状の説明」

文学研究科博士前期課程では、4セメスター(2カ年)以上在学して、主専修科目(講義4単位・演習8単位)を含む30単位以上を修得したうえで修士論文を提出し、最終試験を受けて合格しなければならない。博士後期課程に進学するためには、博士後期課程進学選考試験または一般入学試験に合格しなければならない。

博士後期課程では、6セメスター以上在学して研究指導のある科目の中から1科目と主専修科目として選定して、1年次・2年次・3年次の各セメスターで研究指導を受けるとともに主専修科目と同じ特殊研究を原則として1年次で履修することが必要である。そして、指導教授から必要な研究指導を受けたうえで専修科目の主題で学位請求論文を提出し、最終試験を受けて合格して博士の学位が授与されることになる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

入学から学位授与までの状況および学位の授与方針・基準の適切性については特に問題がないものとする。

これまでに授与された課程博士の学位は英文学専攻では1、社会学専攻では4、人文学専攻では2である。教育学専攻はこれまでに課程博士を輩出していないが、これは教育システム・プロセスにおける問題が原因であるとは考えられない。

過去10年間における各専攻別の修士の学位の取得状況および過去2年間における臨床心理士試験の合格状況は以下の表のとおりである。

修士学位取得状況

| | 英文学 | 社会学 | 教育学 | 人文学 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 1995年度 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| 1996年度 | 3 | 7 | 3 | 3 |
| 1997年度 | 7 | 5 | 7 | 2 |
| 1998年度 | 2 | 6 | 6 | 3 |
| 1999年度 | 2 | 10 | 2 | 3 |

| | | | | |
|--------|---|----|----|---|
| 2000年度 | 2 | 9 | 6 | 0 |
| 2001年度 | 1 | 7 | 5 | 5 |
| 2002年度 | 5 | 9 | 12 | 3 |
| 2003年度 | 2 | 5 | 13 | 3 |
| 2004年度 | 3 | 15 | 13 | 3 |

臨床心理士試験合格者数

| | |
|--------|---|
| 2003年度 | 8 |
| 2004年度 | 5 |

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

教育学専攻はいうまでもなく他の専攻もさらに課程博士を輩出するように各専攻で努力しなければならない。

(B⑭) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

1. 「現状の説明」

博士前期課程における修士論文審査は、その透明性・客観性を高めるため、審査委員会によって厳格に行われている。その結果が研究科委員会に報告され、その場で学位授与の適否が審議されることになっている。その結果は、大学院委員会の議を経て、学長に報告され、学長は学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。また、審査の結果、合格と判定された修士論文のうち、指導教授の推薦のあるものは、大学院紀要に掲載されるほか、全文が製本後、中央図書館及び指導教授の研究室に保管され、常時希望者の閲覧に対応できるようになっている。その点でも審査の透明性は一定に保たれているといえる。

博士論文審査は、その透明性・客観性を高めるため、研究科長及び博士後期課程担当の指導教授によって構成される選考委員会の議を経て、指導教員の主査委員と副査委員2名によって構成される審査委員会によって行われ、その結果は研究科委員会に報告され、その次の研究科委員会で議決されることになっている。その結果は、大学院委員会の議を経て、学長に報告され、学長は学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。

博士の学位取得論文は、その要旨及び審査の要旨を公表するものとされ、全文が製本の上、中央図書館及び指導教授の研究室に保管され、常時希望者の閲覧に対応できるようになっている。また、学位授与日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとされているので、その点でも審査の透明性は一定に保たれているといえる。

なお、研究科委員会は、学位論文の審査に必要と認めるときは、博士の学位取得者及び当該分野の専門家であることの両条件を具備する資格のある、①学内の研究者、学部所属の教員、又は研究所等の研究員、②学外の研究者、に審査委員を委嘱することができるものとされている。この点でも、審査の客観性は確保できているといえる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を終了したときには、論文内容の要旨、論文審

査の要旨及び最終試験の結果の要旨を記載した審査報告書を、研究科委員会に提出することとされている。審査報告書の提出は、委員会の審査の信憑性の担保のほか、委員会の審査内容を記録にとどめることによって、情報公開に応えられるものとなる。また、研究科委員会の審議結果は、大学全体の大学院委員会においてさらに審査を受けるので、学位審査の透明性・客観性は確保できているといえる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

文学研究科における学位の授与の透明性・客観性を確保する措置は適切なものと確信している。ここでは、学位取得のための「中間研究報告会」（仮称）制度を研究科委員会として設けることも、透明性・客観性を確保するために必要であると考えられる。

(B群⑮) 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 「現状の説明」

大学院学則において、博士前期課程の在学期間に関しては、とくに顕著な業績のある学生には、1年（通算2 Semester）以上在学すれば足りるものとして、標準修業年限未滿修了制度を導入している。博士後期課程の場合の在学期間に関しては、3年（通算6 Semester）以上在学したうえで、とくに顕著な業績のある学生には、博士前期課程における在学期間を含み3年（通算6 Semester）以上在学すれば足りるものとして、標準修業年限未滿修了制度を導入している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

標準修業年限未滿修了制度の整備は、学習能力に格別に優れとくに顕著な業績のある学生にとって、大学院への進学・入学のインセンティブを増大し、将来の進路の選択肢を増すものであり、また、社会人にとっても生涯教育、異分野教育、資格取得教育等の機会を身近に現実化することができる点で妥当なものと評価できる。

本制度を利用して標準修業年限未滿で修了した学生は、文学研究科では、1999年度に1名、2000年度に1名、2002年度に2名という実績がある。

ただし、一般的にも指摘されているが、在学期間の短縮にともなう問題点として、標準修業年限修了者との比較で、勉強時間の確保の困難性が指摘されるところである。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

標準修業年限修了者制度は、適切性・妥当性の観点から長所として評価されるが、他方で、学生の勉強時間の短縮にともなう問題も発生すると思われる。この点については指導教授を始めとする科目担当者の当初からの適切なアドバイスが特別に必要とされる。修士論文自体のあり方も含めて、その改善・改革に向けた方策に関する検討が必要であろう。